

議案第43号

市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

市川市長 田中甲

市川市条例第 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第22号)
の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第23条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、
同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100

分の 70」を「100 分の 72.5」に改める。

第 24 条の 2 の 3 第 3 項第 1 号中「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 52.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を別紙のように改める。

第 2 条 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号中「、交通機関」を「交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」に改め、「運賃」の次に「又は料金（以下この項から第 3 項までにおいて「運賃等」という。）」を加え、「（交通機関」を「（交通機関等」に、「であって交通機関」を「であって交通機関等」に改め、同項第 2 号中「、自転車」を「自動車」に、「この項及び次項」を「この条」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第 3 号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第 4 号中「月額」を「額」に改め、同項第 1 号中「規則」を「支給単位期間につき、規則」に、「1箇月」を「支給単位期間」に、「運賃」を「運賃等」に改め、「相当する額」の次に「（次項及び第 6 項において「運賃等相当額」という。）」を加え、同項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に、「1箇月」を「支給単位期間」に改め、同号アからスまでを削り、同項第 3 号中「交通機関」を「交通機関等」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 2 項の次に次の 6 項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異なる公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道

等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第24条の2の3第3項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
----	------

	円
1	4 0 5 , 0 0 0
2	4 5 5 , 0 0 0
3	5 0 8 , 0 0 0
4	5 7 4 , 0 0 0
5	6 5 5 , 0 0 0
6	7 6 5 , 0 0 0
7	8 9 3 , 0 0 0

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「34,700円」を「35,700円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに附則第6項、第8項、第10項及び第11項の規定は、令和8年4月1

日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の市川市一般職の職員の給与に関する条例（次項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。）第11条第2項、第23条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第5条の規定による改正後の市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（附則第4項において「第5条改正後の特別職給与等条例」という。）の規定並びに附則第9項の規定による改正後の市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号。次項及び附則第4項において「改正後の会計年度任用職員給与等条例」という。）第15条第1項、第28条第1項、別表第1及び別表第2の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第24条第2項及び第3項並びに第24条の2の3第3項の規定並びに附則第5項の規定による改正後の市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成23年条例第1号。次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、附則第7項の規定による改正後の市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（次項において「附則第7項改正後の特別職給与等条例」という。）の規定並びに改正後の会計年度任用職員給与等条例第16条第2項、第16条の2第3項、第29条第2項及び第29条の2第3項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与等の内扱）

- 4 改正後の給与条例、第5条改正後の特別職給与等条例、改正後の議員報酬等条例、附則第7項改正後の特別職給与等条例及び改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市川市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第20号。以下この項において「平成26年条例」という。）附則第12項及び第13項の規定、市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例（平成28年条例第16号。以下この項において「平成28年条例」という。）附則第17項から第20項までの規定並びに市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第5号。以下この項において「令和7年条例」という。）附則第9項の規定に基づいて支給された給料を含む。）、第5条の規定による改正前の市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬、次項の規定による改正前の市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び附則第7項の規定による改正前の市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当並びに附則第9項の規定による改正前の市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年条例附則第12項及び第13項の規定、平成28年条例附則第17項から第20項までの規定並びに令和7年条例附則第9項の規定による給料を含む。）、第5条改正後の特別職給与等条例の規定による報酬、改正後の議員報酬等条例及び附則第7項改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当並びに改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定による給与及び報酬の内払とみなす。

（市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

5 市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

6 市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

8 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

9 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第16条の2第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第28条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第29条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第29条の2第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1及び別表第2を別紙のように改める。

10 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第11条第1項及び第2項」を「第11条第1項から第8項まで」に改める。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の

106.25」に改める。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第29条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

(市川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

11 市川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第2条の規定による改正後の」及び「(以下「新給与条例」という。)」を削る。

附則第11条第4項から第6項までの規定中「新給与条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第7項中「第4条第2項、第4項、第6項及び第7項、第5条並びに第9条並びに新給与条例第4条第3項、第5項及び第8項」を「第4条第2項から第8項まで、第5条及び第9条」に改める。

附則第13条中「第8条の規定による改正後の」を削る。

別表第1（第3条関係）

一般給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給	給料月額							
	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
	86	266, 200	305, 800	355, 700						
	87	266, 500	306, 100	356, 100						
	88	266, 800	306, 400	356, 500						
	89	267, 100	306, 700	356, 700						
	90	267, 400	307, 000	357, 100						
	91	267, 700	307, 300	357, 500						
	92	268, 000	307, 600	357, 900						
	93	268, 300	307, 800	358, 100						
	94		308, 000	358, 400						
	95		308, 300	358, 800						
	96		308, 700	359, 100						
	97		308, 900	359, 400						
	98		309, 200	359, 800						
	99		309, 500	360, 200						
	100		309, 900	360, 600						
	101		310, 100	361, 100						
	102		310, 400	361, 500						
	103		310, 700	361, 900						
	104		311, 000	362, 300						
	105		311, 200	362, 800						
	106		311, 500	363, 200						
	107		311, 800	363, 500						
	108		312, 100	363, 800						
	109		312, 300	364, 200						
	110		312, 600							
	111		313, 000							
	112		313, 300							
	113		313, 500							
	114		313, 700							
	115		314, 000							
	116		314, 400							
	117		314, 600							
	118		314, 800							
	119		315, 100							

	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、技能労務職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）
技能労務職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
	59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
	60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	
	63	250,400	268,400	297,500	323,500	
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	
	65	250,800	268,900	298,500	324,700	
	66	251,100	269,200	299,000	325,100	
	67	251,400	269,500	299,500	325,500	
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	
	71	252,400	270,500	301,200	327,300	
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	
	75	253,400	271,500	302,700	328,400	
	76	253,600	271,700	303,100	328,700	
	77	253,800	271,900	303,500	329,000	
	78	254,100	272,200	303,900	329,300	
	79	254,400	272,500	304,300	329,600	
	80	254,600	272,700	304,700	329,800	
	81	254,800	272,900	305,000	330,000	
	82	255,100	273,200	305,500	330,300	
	83	255,300	273,500	305,900	330,600	
	84	255,600	273,700	306,400	330,800	
	85	255,800	273,900	306,700	331,000	
	86	256,000	274,100	307,200	331,200	
	87	256,300	274,400	307,700	331,500	
	88	256,600	274,700	308,000	331,800	
	89	256,800	274,900	308,400	332,000	
	90	257,100	275,100	308,900	332,300	
	91	257,400	275,400	309,400	332,600	
	92	257,600	275,600	309,900	332,800	
	93	257,800	275,900	310,200	333,000	
	94	258,100	276,200	310,600	333,300	
	95	258,400	276,500	311,000	333,600	
	96	258,600	276,700	311,500	333,800	
	97	258,800	276,900	311,900	334,000	
	98	259,100	277,200	312,300		
	99	259,400	277,400	312,600		
	100	259,600	277,700	312,900		
	101	259,800	277,900	313,200		
	102	260,100	278,100	313,600		
	103	260,400	278,400	313,900		
	104	260,600	278,700	314,300		
	105	260,800	278,900	314,600		
	106		279,100	315,000		
	107		279,400	315,400		
	108		279,600	315,600		
	109		279,900	315,800		
	110		280,200	316,100		
	111		280,500	316,400		
	112		280,700	316,600		
	113		280,900	316,800		

114		281, 200	317, 100		
115		281, 400	317, 400		
116		281, 600	317, 600		
117		281, 900	317, 800		
118		282, 200	318, 100		
119		282, 500	318, 400		
120		282, 700	318, 600		
121		282, 900	318, 800		
122		283, 100	319, 100		
123		283, 400	319, 400		
124		283, 700	319, 600		
125		283, 900	319, 800		
126		284, 100	320, 100		
127		284, 400	320, 400		
128		284, 700	320, 600		
129		284, 900	320, 800		
130		285, 100			
131		285, 400			
132		285, 700			
133		285, 900			
134		286, 100			
135		286, 400			
136		286, 700			
137		286, 900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	206, 200	217, 300	235, 900	257, 800	290, 200

備考 この表は、技能労務職として規則で定める職員に適用する。

別表第1（第4条関係）

一般給料表

号給	給料月額
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000
26	233,700
27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800
37	245,800
38	246,700
39	247,600
40	248,400
41	249,200
42	249,900
43	250,500
44	251,100
45	251,800
46	252,400
47	253,000
48	253,600
49	254,100
50	254,700
51	255,300
52	255,800
53	256,200

54	256, 600
55	256, 900
56	257, 200
57	257, 500
58	257, 800
59	258, 100
60	258, 400
61	258, 700
62	259, 000
63	259, 300
64	259, 600
65	259, 900
66	260, 200
67	260, 500
68	260, 800
69	261, 100
70	261, 400
71	261, 700
72	262, 000
73	262, 300
74	262, 600
75	262, 900
76	263, 200
77	263, 500
78	263, 800
79	264, 100
80	264, 400
81	264, 700
82	265, 000
83	265, 300
84	265, 600
85	265, 900
86	266, 200
87	266, 500
88	266, 800
89	267, 100
90	267, 400
91	267, 700
92	268, 000
93	268, 300

備考 この表は、技能労務職給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表

号給	給料月額
1	198,200
2	199,900
3	201,600
4	203,300
5	205,000
6	206,700
7	208,300
8	209,900
9	211,500
10	213,000
11	214,500
12	215,900
13	217,300
14	218,800
15	220,300
16	221,800
17	223,200
18	224,600
19	226,000
20	227,400
21	228,800
22	229,800
23	230,900
24	232,000
25	233,000
26	233,800
27	234,700
28	235,500
29	236,400
30	237,200
31	238,000
32	238,800
33	239,600
34	240,100
35	240,600
36	241,100
37	241,700
38	242,200
39	242,700
40	243,200
41	243,700
42	244,000
43	244,300
44	244,700
45	245,100
46	245,500
47	245,900
48	246,300
49	246,600
50	246,900
51	247,200
52	247,500
53	247,700

54	248, 000
55	248, 300
56	248, 600
57	248, 800
58	249, 100
59	249, 400
60	249, 600
61	249, 800
62	250, 100
63	250, 400
64	250, 600
65	250, 800
66	251, 100
67	251, 400
68	251, 600
69	251, 800
70	252, 100
71	252, 400
72	252, 600
73	252, 800
74	253, 100
75	253, 400
76	253, 600
77	253, 800
78	254, 100
79	254, 400
80	254, 600
81	254, 800
82	255, 100
83	255, 300
84	255, 600
85	255, 800
86	256, 000
87	256, 300
88	256, 600
89	256, 800
90	257, 100
91	257, 400
92	257, 600
93	257, 800
94	258, 100
95	258, 400
96	258, 600
97	258, 800
98	259, 100
99	259, 400
100	259, 600
101	259, 800
102	260, 100
103	260, 400
104	260, 600
105	260, 800

備考 この表は、技能労務職として規則で定める
フルタイム会計年度任用職員に適用する。

理　　由

人事院勧告等を踏まえ一般職の職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の改定を行うとともに、これに合わせて市長等の期末手当の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。